資料	1		4
三 大 汁	- 1	-	- 1

- 1 -

								日本向	向け牛肉輸出国のリ	スク評価項目毎の情								
大項目	中項目	小項目	1	オーストラリア	ニュージーランド	メキシコ	チリ	米国	ヴァヌアツ共和国	パナマ	コスタ・リカ	プラジル	カナダ	ノルウェイ	中国	アルゼンティン	ハンガリー	ニカラグア
		生体牛の輸入(頭)	英国	<u>70</u> (194)	11 (0)	0 (0)	O (O)	206 (210)	O (O)	O (O)	O (O)	O (O)	117 (198)	O (O)	<u>不明</u> (1990年以前の 頭数記載なし)	<u>19</u> (24)	<u>57</u> (105)	(O).
		2	他リスク国	無視出来る~ 非常に低い	34 (80)	約320万 (約160万) (大部分は米・加から)	51 (152) (米・加から)	13,019,987 (11,691,683)	0 (0)	<u>無視できる</u>	無視できる~ 非常に低い	無視できる~低い	1,558,282 (1,295,811)	無視できる <u>~</u> 非常に低い	<u>2,381</u> (1990年以前の 顕数記載なし)	<u>無視できる</u>	<u>8,590</u> (10,157)	無視できる~ <u>低い</u>
生体牛 (感染率・ 蓄積量)	侵入リスク		英国	O (O)	0 (0)	O (O)	O (O)	5 (24)	O (O)	O (O)	O (O)	O (O)	O (O)	26 (0)	0.1 (工業用であり飼料として は用いられていない)	O (O)	<u>(0)</u>	<u>(Ö</u>)
,		肉骨粉の輸入(トン) 2	他リスク国	0 (44)	<u>0.016</u> (295).	約80万 (約90万) (大部分は米・加から)	2 <u>.725</u> (動5,260 <u>)</u> (米・加から)	330,626 (229,701)	0 (0)	0 (18)	0 (206)	180.2	252,360 (312,340)	7.770 (7.771) この輸入のうち大半は実 腰には輸入されていない 又は海外からの緩染リス クとはなっていないこと が示唆されている	(1994年以前、2000年以	0 (0)	18,931 (41,258)	<u>0</u> (15)
		動物性油脂の輸入(輸入された動物飼料						欧州から総量約643トッ					欧州から総量100~5未満					
		及び飼料原料 牛に給与された可能 反すう動物に由来す 牛の体内(in vivo)利 反すう動物由来の輸	性がある、 る輪入製品 用に供される															
		上記物品の処分に対 疫学的調査結果	する	(輸入後の追跡調査に いて記述)	(輸入後の追跡調査について記述)	(輸入後の追跡調査につ いて記述)	(輸入後の追跡調査について記述)	(輸入後の追跡調査につ いて記述)	(輸入後の追跡調査につ いて記述)) (輸入後の追跡調査について記述)) (輸入後の追跡調査につ いて記述)	(輸入後の追跡調査につ いて記述)	(輸入後の追跡調査につ いて記述)	(輸入後の追跡調査につ いて記述)		(輸入後の追跡調査に: いて記述)	(輸入後の追跡調査について記述)	(輸入後の追跡調査につ いて記述)
			国内措置	1997年10月 ~ 2001年 ~ 青板動物由来肉骨粉 の反すう動物への 給与禁止	2000年1月~ 非反すう動物由来肉骨 粉の反すう動物への使 用は依然として可能	2002年 <i>~</i>	2000年12月~ 2004年2月~ 反すう動物由来内骨粉 の ほ乳動物への絵与禁止	1997年8月~ 2005年10月 全動物飼料へのSRMの 利用を禁止する改正集 公表	1995年~	2001年6月~ 内骨粉・SRMの 全ての食用家畜向け 飼料原料への使用禁止	2002年~ ほ乳動物由来内骨粉の 反すう動物への給与 禁止	一切の動物性たん白質 または脂肪の反すう	1997年8月 ~ 2007年7月 ~ 全動物飼料、ベットフー ド、肥料へのSRMの利用 禁止(予定)	1994年6月~ 1999年10月~ 1999年10月~ は乳動物由来内骨粉の反すう動物への給与 禁止 2001年~ 内骨粉及び加工された 陸生動物たん白質の 家畜への給与禁止	1992年6月~	1995年 ~ 2004年12月 乳・魚・卵・羽毛のたんド 質以外の動物性たん白 質の反すう動物への 給与禁止	1990年10月~ 3 1997年~ 3 1997年~ 5 193動物由来内骨粉の 反すう動物への齢与 禁止	2001年~ ほ乳動物内骨粉の 反すう動物への給与 禁止
	暴震・増幅 リスク 3	側料規制 (反すう動物由来た ん白質の反すう動物 への動与禁止)	家畜衞生条件等					米国政府はBSEの侵入 防止、まん延防止及び技 発のための接置を継続 する これら措置にはSRM除 法、効果的な飼料項が 及びサーベランスが含 まれる 米国政府がBSEに関す る規制・対策の位置する あり、対策の位置を事前に日本国家畜衛生当 同に通報すること					カナダ食品検査庁(CFIA はBSEの侵入防止、まん 延防止及び消発のため の措置を維練する これら措置にはSRM除 法、効果的な飼料預制 及びサーベランスが含まれる CFIAがBSEに関する規 制・対策の改験を行う場 合、CFIAは事前に日海報 すること		BSEの発生がないこと又は反すう動物から生産された内骨別の反すう動物から生産された内骨別の反すう動物の反すう動物への禁止が有効に実施された後に生まれたものであることまたは、反すう動物の内骨が給与されなかったこと			
		自国産反すう動物群内骨粉又は獣脂かず	由来のの生産															
		遵守状況と交差汚染	の可能性	・殆どの牛は、牧草飼料により育て5九ている ・混合工場(牛用と他の家畜用を生産)あり(117工場中、47工場)・遊守状況を査定する監査を実施・飼料中の反すう動物たん白質を検出する試験法を開発	・混合工場あり ・飼料工場で監査が行れたり、輸送時のコンテナや機器の洗浄などが 類定されている ・飼料サンブルの反すう	・工場では生産ラインの 洗浄や内部管理が行わ れる ・工場・農場で検査が行	監査を受けることになっ	・FDA等の検査官により、遵守状況についての検査実施	り、牛に対する肉骨粉の 給与の可能性は少ない と思われる	・輸送法、混合飼育など に関する情報は得られて いない	く普及している ・給餌の実態から、肉骨粉の牛への給与の可能性は中常に少ない ・2003年~ 反すう動物飼料サンプリングプログラム開始 無数額検査を実施した	・牛と豚・鶏の混合飼育 膜家は少ない ・工場では生産時間をずらしたり、洗浄を行っている ・飼料サンブルの反すう 動物たん白質検査を実 施	・飼料工場における遵守 状況の調査の実施	給値する個型は見られない ・混合工場あり 製造ラインの分離はなされていない ・1995年 ~ 優料サンブルの反すう型 をは、カロットをよっます。	加工技術・設備は整っていない。 ・大規模。内処理場の 大多数はこれら副産物 の生産には携わってい は2000) ・中国の牛の90%以上は 粗放型農家において飼育されており、動物性た 心白質を始値される可能	していない(2003年4月 SENESA(アルゼンチン 農畜産品衛生事業団) り指導要領勢行、反すご 動物用駆強ラインの設 置をしなければならない 期限を設定) 、一流合飼育はあまりない が、可能性はある ・飼料サンブルの反すう	・工場では生産ラインの 分離、洗浄や内部管理 が行われる ・1997年 ~ 飼料サンプルの反すう動	・肉骨粉は豚・鶏の飼料として使われる。 生にはまネチル塩のみが用いられている。 ・交差汚染を防ぐ特別な 措置はとられていない ・飼料規制の管理とサン ブリングに関する情報は ない。
		特定危険部位(SRM (レンダリング))の利用	レンダリング実施 SRM, 死験牛もレンダリ ングされる	レンダリング実施 SRM、死廃牛もレンダリ ングされる		2001年2月~	SRM、死廃牛もレンダリングされる 2005年10月 全動物飼料へのSRMの 2 利用禁止する改正素公	SRMはレンダリングされる	レンダリング実施 ただしSRM、死廃牛はレ ンダリングされないと推 定される	レンダリング実施 SRM、死廃牛もレンダリ ングされる	レンダリング実施 SRM、死後検査で不合 格になった牛もレンダリ ングされる	レンダリング実施 SRM、死廃牛も レンダリングされる 2007年7月以降 全動物飼料、ベットフー ド、肥料へのSRMの利用 禁止(予定)	レンダリング実施 2001年~ SRM, 死腺牛は特定の レンダリング工場で処理 された登焼却処分される	動物廃棄物の設備は 整っておちず、大多数は 副産物の生産を行って いない 反すう動物由来の廃棄 物を飼料として使う可能 性は穏めて低い(レンダ リングは行われていない と推定される)	レンダリング実施 ただしSRM、死廃牛はレ ンダリングされない	以下に示すものは、焼却処分またはレンダリング	2001年 ~ 肉骨粉製造工場における死亡生、と寄牛や脳・ 脊髄の使用禁止
		BSE の暴露・増幅 リスクシナリオ(モデ	JV)					(交差汚染の確率・汚染 量による感染規模をモデ ル化)					(交差汚染の確率・汚染 量による感染規模をモデ ル化)					

								日本何	同け牛肉輸出国のリ	スク評価項目毎の情	報(暫定版)							
大項目	中項目	小項目 1	1	オーストラリア	ニュージーランド	メキシコ	チリ	*=	ヴァヌアツ共和国	パナマ	コスタ・リカ	プラジル	カナダ	ノルウェイ	中国	アルゼンティン	ハンガリー	ニカラグア
			パ国 ッ内 シガ プ	1990年以前	2002年以前	1996年~	1996年~	1990年~	2002年 正式なサーベイランスは			2001年2月以前 (狂犬病サーベイランス のもとで実施されてい た)	1992年~	1998年8月~	<u>1997年~</u> <u>{ -4}</u>	1 992年~	1980年代後半~	2000年~
生体牛(感染率・蓄積量	サーペイランス による検証	サーベイランス	アクティブ	1990年 ~ 1997年9月 ~ 全国TSEサーベイランス ブログラム (NTSESP)実施	の車家を含むRSFサー	2004年~ (BSEサーベイランス強化 計画開始 これは、CPA((口蹄疫及 び他の外来動物疾病予	2002年~ 若干の実施 2005年~2006年12月30 日までの18ヶ月間、集中 サーベイランスプラン (-3)	2004年6月~ 拡大サーベイランス	行われていない ヴァヌアッに1施設ある 密展場で般処分された 全ての年(不順年、切迫 と設年、豊康と音牛)の 脳を検査するプログラム を開発中(年間約40間)	主にパッシブサーベイラ ンス	1999年~ 主にパッシブサーベイラ ンス		2004年1月~ 拡大サーベイランスを開 始 ELISA法を導入	2001年~	2001年~ { -5}	1996年~ 1996年からサーベイラン ス数は増加しているが、 低レベルの臨床的BSEを 検出できるほどの能力 は無いと思われる。		行われていない
			家書衞生条件等					米国政府はBSEの侵入 防止、まん延防止及び摘 死のための措置を継続 する これら措置にはSRM除 去、効果的な飼料規制 及びサーベイランスが含 まれる 米国政府がBSEに関す る規制・対策の改廃を行 う場合、米国政務省は事 前に日本国政務省と当 同に通報すること					カナダ電品検査庁(CFIA) はBSEの侵入防止、まん 変防止及び摘発のため の措置を維続する これら措置にはSRM除 去、効果的な飼料規制 及びサーベイランスが含 まれる CFIAがBSEに関する規 制・対策の改廃を行う場 合、CFIAは事前に日本 国家畜新生当局に連報 すること		BSEの発生がないこと又はOIEコードに第32.13.1 に高づく、有効かつ建設的なサーベイランス及び モニタリング精度が実施 されていること			
		母集団の構造		全頭數 約2,800万頭 肉牛約2,400万頭 乳牛約400万頭	全頭数 約1,020万頭 肉牛約120万頭 乳牛約370万頭	主頭数 約3千万頭 大半は肉牛 約6%が乳牛	全頭数 約400万頭 約160万頭は24ヵ月齢以 上、そのうち約150万頭 は離牛(約93万頭の肉 用離牛、約61万5干頭の 乳用離牛)	約9500万頭	全頭数 約13万5千頭 乳牛約440頭 縫牛は75%が食肉用 雌牛は8%が食肉用	全頭数 約153万頭 そのうち約69万頭は24ヵ 月齢以上の乳牛あるい は乳肉両用牛	割130万葉	全頭数 約1億6700万頭 約7,990万頭は24ヵ月齢 以下 このうち約1560万頭は乳 牛、残りは肉牛または繁殖用	全頭数 約1500万頭 肉牛800万頭 乳牛160万頭 子牛500万頭	全頭数 約100万頭	全頭数 約1億398万1千頭	全頭数 約5200万頭 そのうち24ヵ月齢以上は 51%	全頭數 約91万頭 內牛 約41万5千頭	全頭数 約200万頭 乳牛(成牛) 約50万頭 肉牛 約21万頭 繁殖用 約52万頭 労働用 約1万頭
		サンプリング		高リスク牛からの 抽出検査 正常性は、2001~2003 年にPrionics迅速検査の 現場実験にて407サンプ ルが検査された	高リスク牛からの 抽出検査 正常生は、 1998年 1,009サンブル 2001年 1,024サンブルを 快査		切迫と殺牛、BSE様症状 牛)からの抽出検査 健康牛のサンブリングは	サーベイランスとして	行われていない	主に高リスク牛からの抽 出検査	高リスク牛(神経症状を 呈した牛)と、 383月曽以上の健康と 畜牛	<u>主に高リスク牛からの</u> 抽出検査	主に高リスク牛からの 抽出検査	主に高リスク牛からの 抽出検査	輸入された全ての牛(受 増卵及び子孫を含む) (-4) 特に疑わしい乳牛(2歳 を超えるもの)	高リスク牛と、 高齢の健康と畜牛	<u>主に高リスク牛からの</u> 抽出検査	主に高リスク牛からの 抽出検査
		採材		機械検査によりスクレイ ビー関連機能(SAF)の 有無を調べる 脳の残りの部分は、微生 物検査用に適切に標本 を採取した後、組織学的 検査のためた10%中性機	の尾側の整質の未固定 標本(3~10g)を凍結し、 WB法によりPrPScの有 無、または透過型電子器 微鏡検査によりスクレイ ビー関連線線(SAF)の 有無を調べる 脳の残りの部分は、微生		・未固定組織:迅速検査 用免疫プロット) 取 輸門部を即向く切断 し、コニカルチューブに 入れ冷凍する ・固定組織:組織病理学 的検査、HC法用 上記のサンブルを採取した後に残った脳の部分 及び、あらかじめ切り機 した小脳、動物の死から 2時間以内に105中性ホ レインカ液中に入れる (-2)	NYSL Standard operation procedure Appendix! 広は新聞門部 (Obex) は示されているが、番値検索までを考慮したサンプリング方法は明記されていない					サンブルは牧場、レンダ リング工場、と音場、数 医病理学性を研究施設 などから採取される。 延髄円部強管の機断切 上を切り出す (詳細はNCFAD test protocol 「IHC Detection of Prion Protein in BSE」に記載)	品管理当局により食内 処理場で採取され、支配 牛の標本採取は、 DVO(District Veterinary officer)により整備で行				
		検査方法		組織学的検査で限らか、 空陰性結果が得られず、 神経学的兆振について、 他の診断も得られなかった場合には、検体をオー 入・ラリア動物衛生研究 所に送付し検査を行う (IHC法免疫プロット法 ELISA法、売過回電子顕 微機検査、アウスパイオ アッセイ等)	組織学的検査で明6か 立陸性結果が得6れず、 強性的果が得6れなかっ た場合には、検佐をオー ストラリア動物衛生研究 所に送付し検査を行う (IHC法免疫プロット法、 ELISA法、選過回電子開 敷護検査、マウスパイオ アッセイ等) { - 3}	・組織病理学的検査 1996年~、CENASA(型 立家音衛生診断サービ スセンター)にて、ホルマ リン選けて送付されたサ ンブルについて実施 ・WB法 2004年7日 CPAの研究所にて、全サ ンブルについて実施 ・IHC法 CPAの研究所にて、確範 検査として実施 (- 1)	病理組織学的検査が 1996年から。 HIC法が2000年から WB法が 2001年から行 われている	一次検査 Biorad社のELISAキット 使用 連幅検査 IHC法およびOIE Manual of Standardsに記載され ているWB法(SAF Immunoblot)を行う		BSE歴1例(多(の場合、行動変化に基づく)は、公的獣医師に適知される サンブルは機能省の中央診断研究所に送られる も 動脈は2005年現在、病理組織学的検査に基づいて行われている 近い将来にはIHC法が設定される予定	病理組織学的検査が BSEの類い例を検査する 時一の方法 確認検査は、必要であ ればドイツでIHC法を用 いて行われる	組織病理学検査及び免疫組織化学検査、もしく はそのいずれかにより診 断	HC法を用いた確定試験が行われる 1992年 ~ 病理組織学的検査を導入 1994年 ~ HC検査法を導入	2001年1月末までは病理 組織学的検査、2001年2 月からはELISA法による 検査を実施している Platelia (Biorad社)の 立駄医学研究所で検査 が行われる	病理組織検査(HE染色) IHC法 WB法 ELISA法 並用いて検査を行う (7)	学的検査で確定的な結果が得られなかった場合 などに用いられる	2001年3月 ~ 最初に病理組織学的検 査を実施、病理組織学 的検査で確定的な結果 が得られなかった場合、 限性結果が出た場合、ま たは対料の自己融質が 生じた場合には、マニ アルに定める別の診断 方法で組織を検査する (イム/ブリッティング、 IHC、または電子顕微鏡 による特赦的な原繊維 の確認)	
		判定のための専門家会	会議					病理学者のみから構成 されるとされているが、メンパーは公表されていな い					一次検査陽性例については、IHC法による確認 検査に加えて、EU委員 会で評価を行った複数の BSE診断キリトによる評 値を行ったもの 診断、判定が行われて いる BSEの診断に関する権 限及び責任は、国立BSE 研究所の専門的見解 そして最終的には同研 安所の代表に誰せられ でいる					

								日本「	向け牛肉輸出国のリス	スク評価項目毎の情	報(暫定版)							
大項目	中項目	小項目 1		オーストラリア	ニュージーランド	メキシコ	チリ	*8	ヴァヌアツ共和国	パナマ	コスタ・リカ	プラジル	カナダ	ノルウェイ	中国	アルゼンティン	ハンガリー	ニカラグア
	と審対象	トレーサビリティ(月齢で		1860年代後半~ テイルタッジステム) 開始 1997年~ 全国京画優体難別システム) 開始 1997年~ 全国京画優体難別システム(NLIS) 実施 1996年に導入された全 国出荷者は町套(NVD) と連動した曾級色の専用 タグ及び無線層波数譜 別装置 (RFID) を利用し、 家畜の識別を行う(4)	牛・鹿の識別システム 義務化		牛衛生トレーサビリティ 公式プログラムの発効 公式証明下種牛プログ ラム(PABCO)による出 生の記録の保証 (2)	個体月齡征明 集団月齡征明 A40					同プログラムへの加入機 務化	つけられ、トレーサビリ ティに役立っている 1999年以降、すべての/ ルウェイ産牛にはEU法 全の実施のため標識が	生産段階、病臓、その産 行ならびに飼育農場が 追跡できるようになって おり、また輸入牛及びそ の産仔に対する長期的	人した牛について国の登録制度を確立することなど含め、BSEのリスクがある国から輸入した牛の関係、特定、追跡調査な		
		と音頭数(年齢、品種)						2700万頭					430万頭					
牛肉及び牛の内質を一方染(一方)	と音処理の各プロセス	と奮前検査 (高リスク牛の排除)		輸出用と審場では、78% 近(の牛が、と審前とと 審後に獣医師による検 童を受ける 国内消費用の牛は、牛 の疾病臓別について特 別な訓練を受けた血肉 技術の疑いがあきな場合 にのよりがあきなりた で中の処置を決定する と審時に神経症状を示 す牛については、無処理 いとして、単独独変のために生産ラインの様で処 分され、サンブルが収集 される	<u>.</u>			食内検査官が目視検査					食内検査官が目視検査					
		と畜場でのBSE 検査		正常牛は、2001~2003 年にPrionics迅速検査の 現場実験にて、407サン ブルを検査	正常牛は、 1988年、1,009サンプル 2001年 1,024サンプル 2002年 514サンプルを 検査		健康牛のサンプリングは 考慮していない (-2)	30ヵ月齢以上の健康と 畜牛のご〈一部を検査し	2002年 ヴァヌアツに1施設ある 略原増で数処分された 全ての牛(死原牛、切迫 と設牛、健康と音牛)の 脳を検査するプログラム 玄開発中(年間約40厘)		36ヵ月齢以上の健康と 査牛を検査 1999年には90頭、2001年には45頭、2002年には40頭、2003年には17 園、2004年には37頭		健康と寄牛の検査はごく わずか	2001~2003年 と畜牛23,033頭を検査			健康と音牛の検査はごく わずか	
		スタンニングの方法		ほとんどはポルト式スタ ンニング法 { -5}		空気注入式スタンニング を禁止する規定はない しかし対米輸出の認定 施設では禁止されている (-2)		空気注入式スタンニング の使用禁止					空気注入式スタンニング の使用禁止					
		ピッシング		行われていない <u>(-5)</u>				行われていない					行われていない					
		SRM の除去 (せき酸除去と 枝肉洗浄後の確認)	国内措置	と審場における脊髄除去に関する規制要件は存在しないが、外観を良くでしないが、外観を良くでするために、実際には整動を開発した。		SRMを兼止する規定はない しかし対米輸出のための 連邦線定施設はSRMを 除去しなければならない -21	と音場でのと音前検査で BSEが発見された。あるいは魅われる場合には、 ・一日の食場位を作業 の最後に解体・・調査応に不をけたり 調査の圧縮空気注 入、酸の切断などは行わない・SRMを除去する などのプロトコルが定め (-6)	背割り後、吸引機により せき難を除去し、枝肉を 5-6回洗浄 食肉検査官(財産師会					SRM除去は行われている 食肉検査官(献医師含む)が目視により確認					
			条件等生			頭部(舌、頬肉を除く)、 青龍、回腹遠位部(盲魔 接続部より2メートルの部 分)、青柱(骨、背根神経 部の構成部分)を含まな い		牛の頭部(衛生的に除去された舌、頬肉を除く)、麻桃、脊髄、回腸遠位部((盲腸接線部より2メート ルの部分)及び脊柱(胸 椎横突起、腰椎横突起、 破性を除く) を含まない				消化管、顕部(舌及び類 肉を除く)、脊髄、脊柱 (骨、背根神経節等の類 成部分)を除く	牛の頭部(衛生的に除去 された舌、頬肉を除く)、 麻桃、脊髄、回腸違位部 (盲腸接線部より2メート ルの部分)及び脊柱(胸 推横突起、腰椎横突起、 仙骨翼及び尾椎を除く) を含まない		は骨、脳、眼、脊髄、扁	(骨、背根神経節等の構		
		SSOP, HACCP に基づ (連守の検証)	が、管理	MSQA(食肉安全品質保証、工程管理にHACCP 手法を取り入れている MSQAはAQISが採用した手法 輸出向け加工場に、厳格に適用することにより、安全な意内・食肉製 見の生産を可能にする 統合システムを提供する				SSOP、HACCPにより手 順を文書化 実施記録を保存					SSOP、HACCPにより手 原を文書化 実施記録を保存					
	食肉等のリスク	BSE プリオンの生体内	分布	(BSEプリオンの体内分 布について記述)	(BSEプリオンの体内分 布について記述)	(BSEプリオンの体内分 布について記述)	(BSEプリオンの体内分 布について記述)	(BSEプリオンの体内分 布について記述)	(BSEプリオンの体内分 布について記述)	(BSEプリオンの体内分 布について記述)	(BSEプリオンの体内分 布について記述)	(BSEプリオンの体内分 布について記述)	(BSEプリオンの体内分布について記述)	(BSEプリオンの体内分 布について記述)	(BSEプリオンの体内分 布について記述)	(BSEプリオンの体内分 布について記述)	(BSEプリオンの体内分 布について記述)	(BSEプリオンの体内分 布について記述)
		食肉及び先進的機械E (AMR)	可収肉			使用禁止規定はない しかし対米輸出の認定 施設ではこの機械の使 用は禁止		30ヵ月以上の牛の頭蓋骨、せき柱をAMRに使用することの禁止					30ヵ月以上の牛の頭蓋骨、せき柱をAMRに使用することの禁止					
		内臓						(内臓の取り扱いについ て記述)					(内臓の取り扱いについ て記述)					

							日本向	同け牛肉輸出国のリ	スク評価項目毎の情	報 (暫定版)							
大項目	中項目	小項目 1	オーストラリア	ニュージーランド	メキシコ	 # U	*8	ヴァヌアツ共和国	パナマ	国名コスタ・リカ	プラジル	カナダ	ノルウェイ	中国	アルゼンティン	ハンガリー	ニカラグア
関係者を対象と した周知プログ ラム			環境の獣医師は、牛のTSE判別と診断について、 訓練をうけている。情報は、連邦及び州政府戦策を動ならびに関連 震動に、 選邦及び州政府戦策を動き、 選邦及び州政府戦策を 重点とびとに関連 無罪に対して選供されている。 BSEサーベイランスの重要性と典型的な臨床的 サインを示すビデオが制作され配布されている。 州の研究所関係者は TSE病理組織学について研修を受けている。 可能医研究所のスタッフも、旧公法、SAで教室、 変ブロット及びマウス、接 獲等の補助的検査について 訓で、 は、	1990年にBSE管発計画 が開始され、病理学診 法の具体的鎖線が行わ れている	意識トレーニング措置は 1994年に開始され、19 97年以降強化されてい る(リーフレット配布、BS E及び関連問題に関する 研修プログラム、サンプ リングラスト アアデスト アアデスト アアデスト アアデスト	公式研究所の参新要員 注がに関する広い技能 を有する最適の専門家 が人民置されている (中央研究所に入、24 と刈川に小ずつ) またこの他にも外国(ス ペイン、イギリス、スイ ス)の研究所でのBSE修 断に専門家を参加させ、	サーベイランスによる周 知プログラム	1995年~ 御知訓練が実施されて 1.18	研究量の教育鎖電に加 え、任意関連も実施され ているが、その幹線は不 明	自党・訓練推置が1998 年以来変施されてきた。 政府の訓練プログラムが 存在しており、これには、 食品産業界及びレングリ ング丁場の登業員への BSEに関する機能は文 番化されて、コスタリカ農 業・家畜省の動物新生 当局から公表された。こ れらの情報は各農業者 組織にも送付された	BSEの届出を確実に実 行するため、各種の訓練 課程や教育資料が生産 者、診断医及び動物数 生種間向け用意され	サーベイランスによる周 知プログラム	,,,,,,			1991年以降、検査施設の戦医師のみを対象とした研修と腹端のみを対象とした研修と腹端のみを対象とした研修と腹端のみを対象とで、1991年に研修が行われている。また1991年以降、BSEを含む7552がハンリー献医科大学の教育に組み込まれている。こちにハンガリー科学アカデミーとハンガリー科学アカデミーとハンガリー科学アカデミーとハンカース・環境で変勢に活動する獣医師や飼育業者自身を対象とした対策は行われていないようである。	
総定機関での 検査実施			州・準州の動物衛生研 究所 (- 2) オーストラリア動物衛生 研究所(AAHL) (- 3)	オーストラリア動物衛生 研究所(AAHL) { -3}	CENASA(国立家畜街生 診新サービスセンター) CPA研究所 (- 1)	訓練を受けた職員のい る公的BSE研究所が2カ	NVSL、NADC及び任意 参加の州の獣医学診断 研究所(SVDL)		農業省 中央診断研究 所			TSE検査機関ネットワークに関する州の獣医病理学的検査機関とのでは、 で行れネットワークら施設カナダ国立海外病センター(NCFAD)	立猷医学研究所	中国農業部勤物検疫所 国家外来動物疫病診断 センター(国家BSEリファ レンス研究所) 中国農業大学動物医学 院 国家動物海綿状脳 症研究室 (7)	全ての診断テストは、 INTA(国立農業技術)研究所で行われている	中央獣医科学研究所(ブ ダベスト)	サンブルの分析は海外 (グアテマラ)で行われて いる

この資料は現在までに得られている情報をもとに整理したものであり、準備段階の議論として各国におけるBSEの状況をおおよそ把握するために用意したものであるため、必ずしも情報が十分でない可能性がある。リスク評価を行う際には改めて情報収集・整理が必要である。 下線部は、第38回ブリオン調査会(9/19)以降に追加・修正した部分。

- 1 小項目…日本、米国・カナダの評価書の項目に沿って項目出しをしたもの(網掛け)に、EFSA GBR、OIEの評価の項目を加えて作成。
- 2 上段はCD(Country Dossier:国の調査書類)、下段は他の情報源による。 生体牛・肉骨粉の輸入量は、GBRでリスクとして考慮外とされた数を引いたものを記載。
- 3 暴露・増幅リスク...米国・カナダは、これらの項目の他に「伝達性ミンク脳症」、「シカの慢性消耗病」についての情報も考慮し、評価を行った。

- 4 この他、すべての国について以下の要件を求めている。
 ・対日輸出施設、日本向け牛内等が由来する牛、と殺用畜に対する家畜衛生条件。
 ・食品について、SRMの輸入自粛を指導(平成16年7月30日 食安監視発第0730003号)
 ・牛内等について、輸出国の発行する検査証明書などにより、家畜の伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認められること。
 ・飼料・肥料用について、SRMの輸入自粛を指導(平成16年8月11日16消安第4012号)
 ・飼料・肥料に供される動物性加工たん白(特定の要件を満たすものを除く)の輸入停止。
 また、米国・カナダについては、対日輸出プログラム(20ヵ月齢以下の牛に由来する牛肉であること、SRMを除去すること等)を求めている。

表中の{ }内は資料番号(資料2-1参照)。特に記載のないものは、GBRからの引用(中国については、中国リスク評価(2000年)からの引用)。

						日本向け牛肉	輸出国のリス	スク評価項目も	毎の情報収集	具状況(暫定版	i)						2000/12/13
大項目	中項目	小項目								国 名							
八墳日	丁 填口	小块口	オーストラリア	ニュージーランド	メキシコ	チリ	米国	ヴァヌアツ共和国	パナマ	コスタ・リカ	プラジル	カナダ	ノルウェイ	中国	アルゼンティン	ハンガリー	ニカラグア
		生体牛の輸入	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	1	GBR	GBR	GBR
生体牛 (感染率·蓄積量)	侵入リスク	肉骨粉の輸入	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	1	GBR	GBR	GBR
		動物性油脂の輸入					1					1					
		輸入された動物飼料 及び飼料原料															
		牛に給与された可能性がある、 反すう動物に由来する輸入製品															
		牛の体内(in vivo)利用に供され る反すう動物由来の輸入製品															
		上記物品の処分に対する 疫学的調査結果	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR 2	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR 米2	GBR		GBR	GBR	GBR
	暴露・増幅リスク	飼料規制	GBR	GBR 1	GBR 2	GBR	GBR 家畜衛生条件 3、4、5、6	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR 家畜衛生条件 2、3、4	GBR	1 家畜衛生条件	GBR	GBR	GBR
		自国産反すう動物群由来の 肉骨粉又は獣脂かすの生産															
		遵守状況と交差汚染の可能性	GBR	GBR	GBR	GBR 1	GBR 7、8、9、10	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR 5, 6	GBR	1	GBR	GBR	GBR
		特定危険部位(SRM) の利用 (レンダリング)	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR 5, 11, 12	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	1	GBR	GBR	GBR
		BSE の暴露・増幅 リスクシナリオ(モデル)					2, 13, 14					米 2、 米 13、 米 14					
	サーベイランスに よる検証	サーベイランス	GBR 2	GBR 2, 3, 4, 5	GBR	GBR 2、3、4、5、6	GBR 家畜衛生条件 15、16、17、18	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR 家畜衛生条件 7、8、9	GBR	家畜衛生条件 1、2、3、4、5 6、7	GBR	GBR	GBR
		母集団の構造	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR 19	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR 米 19	GBR	1	GBR	GBR	GBR
		サンプリング	GBR 2	GBR	1	2	20	GBR	GBR	GBR	GBR	10	GBR	1,4	GBR	GBR	GBR
		採材	2, 3	才3		2	21					* 24	GBR				
		一次検査(迅速検査)					22					8, 11					
		確認検査:WB 法、IHC 法	3	才3	1	GBR	22, 23		GBR	GBR	GBR	12, 13	GBR	1	GBR	GBR	
		判定のための専門家会議					24					米 24					
	と畜対象	トレーサビリティ(月齢確認)	GBR 4	GBR		2	25, 26, 27, 28					14、15、16、 17、18	GBR	1	GBR		
牛肉及び牛の内臓 (汚染率・汚染量)		と畜頭数(年齢、品種)					19, 29, 30, 31					19、20					
		と畜前検査 (高リスク牛の排除)	GBR				32, 33, 34, 35					20					
	と畜処理の 各プロセス	と畜場でのBSE 検査 (スクリーニング)	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR 36	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR 8	GBR	1	GBR	GBR	GBR
		スタンニングの方法	5		2		11					米 11					
		ピッシング	5				11					21					
		SRM の除去 (せき髄除去と 枝肉洗浄後の確認)	5		家畜衛生条件	6	家畜衛生条件 11、37				家畜衞生条件	家畜衛生条件 14、22、23、 米37		家畜衞生条件	家畜衛生条件		
		SSOP, HACCP に基づ〈管理 (遵守の検証)	6				25, 38, 39					₩25、24					
		BSE プリオンの生体内分布	米40、米41 米42、米43	米40、米41 米42、米43	米 40、 米 41 米 42、 米 43	米 40、 米 41 米 42、 米 43	米40、米41 米42、米43	米40、米41 米42、米43	米 40、 米 41 米 42、 米 43	米40、米41 米42、米43							
	食肉等のリスク	食肉及び先進的機械回収肉 (AMR)			2		11					* 11					
		内臓					44, 45, 46, 47					* 44					
関係者を対象とした 周知プログラム			GBR	GBR	GBR	GBR	15, 17, 32, 33	GBR	GBR	GBR	GBR	7, 8				GBR	
認定機関での検査実 施			2, 3	才3	1	GBR	18		GBR			8	GBR	7	GBR	GBR	GBR
											م معامل الشاعد						

この資料は、現在までに得られている情報をもとに整理したものであり、準備段階の議論として各国におけるBSEの状況をおおよそ把握するために用意したものであるため、必ずしも情報が十分でない可能性がある。 リスク評価を行う際には改めて情報収集・整理が必要である。 「小項目」… 日本、米国・カナダの評価書の項目(網掛け)に、EFSA GBR、OIEの評価の項目を加えて作成。 「暴露・増幅リスク」…米国・カナダは、これらの項目の他に「伝達性ミンク脳症」、「シカの慢性消耗病」についての情報も考慮し、評価を行った。 表中の数字は、各国ごとの資料番号(タイトルは次頁以降参照)を表す。 また、カナダ等における表記「米(番号)」は米国の資料番号であり、同じ資料をカナダでも用いたことを表す。 同様にニュージーランドにおける表記「オ(番号)」は、オーストラリアの資料番号である。 「GBR」…GBRの評価項目であり、関連情報としてGBR ワーキンググループ報告書を入手済みであることを表す。 「家畜衛生条件」…日本が当該国からの牛肉等の輸入に対して求めている輸入要件。

口平円	リリナ	肉輸出国のリスク評価項目毎の情報収集状況 資料一覧
国名	資料番号	資料名
オーストラリア	1	Animal Health Australia (AHA) AUSVETPLAN Disease Strategy Bovine spongiform encephalopathy Version 3.1
	2	Animal Health Australia (AHA) 野外におけるサーベイランスの国家ガイドライン
	3	Animal Health Australia (AHA) Transmissible Spongiform Encephalopathies, Australia and New Zealand Standard Diagnostic Protocols for TSE
	4	Animal Health Australia (AHA) National Livestock Identification Scheme
	5	FSANZ(豪NZ合同機関) BSE RISK ASSESSMENT AND RISK MANAGEMENT STRATEGY
	6	AQIS(オーストラリア検疫検査局) A GUIDE FOR THR PREPARATION OF THE MEAT SAFETY QUALITY ASSURANCE SYSTEM(MSQA)
ニュージーランド	1	Ministry of Agriculture and Forestry (MAF) Review of Ruminant Protein Regulations
	2	Ministry of Agriculture and Forestry (MAF) New Zealand's TSE Preventive/Surveillance Programme
	3	Ministry of Agriculture and Forestry (MAF) TSE Surveillance Incentives
	4	Ministry of Agriculture and Forestry (MAF) Increased funding of two surveillance programmes
	5	Ministry of Agriculture and Forestry (MAF) Animal disease surveillance, TSE Surveillance Programme(Surveillance, Vol.32, no.2, June 2005; Annual Report 2004)
メキシコ	1	農業畜産農村開発水産食品省食品衛生安全品質管理局 (SAGARPA SENASICA) BSEの侵入防止対策とサーベイランス
	2	農業畜産農村開発水産食品省食品衛生安全品質管理局 (SAGARPA SENASICA) Encefalopatía Espongiforme Bovina (BSE)
チリ	1	農業省農牧庁(SAG) 反すう動物への飼料としてのほ乳動物由来たん白質の使用規制に係る技術マニュアル
	2	農業省農牧庁 (SAG) TSEサーベイランスの技術マニュアル
	3	農業省農牧庁(SAG) BSEアクティブサーベイランス計画の技術的基礎
	4	農業省農牧庁(SAG) BSEサーベイランスにおける獣医師による観察、サンプルの採取、報告の手順
	5	農業省農牧庁(SAG) BSE診断のためのサンプルの採取・輸送の技術マニュアル
	6	農業省農牧庁(SAG) 牛の解体手順の技術マニュアル

国名	資料番号	資料名
米国	1	補足資料(10月21日提出) 5.米国及びカナダにおける、動物性油脂の生産量及び各国からの輸入量について
	2	食品安全委員会 「米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・ 内臓を摂取する場合のリスクの同等性」に係る食品健康影響評価について
	3	米国諮問参考資料21 Title 21 , Code of Federal Regulations , Sec.689.2000 (1997年8月4日)
	4	米国食品医薬品庁(FDA)プレスリリース Expanded "Mad Cow" Safeguards Announced to Strengthen Existing Firewalls Against BSE Transmission (2004年11月26日)
	5	FDAプレスリリース FDA News , FDA Proposes Additional "Mad Cow" Safeguards (2005年10月4日)
	6	米国諮問参考資料24 FDA CVMホームページ CVM Update , (2004年7月9日)
	7	米国諮問参考資料26 農林水産省ホームページ 米国及びカナダにおけるBSE対策の現地調査について(報告)(2005年5月19日)
	8	米国諮問参考資料23 CVM Update-Update on Feed Enforcement Activities to Limit the Spread of BSE-(2005年3月17日)
	9	米国諮問参考資料25 米国会計検査院(GAO) MAD COW DISEASE,GAO-05-101 (2005年2月25日)
	10	米国諮問参考資料12 在日本米国大使館ホームページ 牛海綿状脳症(BSE)に関する質問と答え(2005年3月3日)
	11	米国諮問参考資料30 Federal Register/Vol.69,No.7(2004年1月12日) と畜場及び食肉処理施設におけるSRMの除去、ダウナー牛の食用禁止等の規制強化に関する連邦規則
	12	米国諮問参考資料9 国際調査団が行った米国のBSE対策に関する調査報告書(2004年2月2日)
	13	SSC Opinion on the Scientific Steering Committee on the human exposure risk(HER)via food with respect to BSE (1999年12月10日)
	14	Studies on the efficacy of hyperbaric rendering procedures in inactivating bovine spongiform encephalopathy(BSE) and scrapie agents.Vet Rec. Vol.142:pp.474-480
	15	米国諮問参考資料27 APHIS , BSE Surveillance Plan (拡大サーベイランス計画) (2004年3月15日)
	16	米国諮問参考資料28 ハーバード大学が行った拡大サーベイランス計画の評価
	17	米国諮問参考資料29 USDA , Additional Question and Requests to USDA(サーベイランス部分抜粋) (2005年4月)
	18	NVSLホームページ BSE Network Labs (2004年5月17日) (http://www.aphis.usda.gov/vs/nvsl/labcertification/BSElabs.htm)
	19	補足資料(2005年6月10日提出) 6.米国及びカナダにおける牛の飼育形態(飼料内容を含む)及びリスク評価対象牛の詳細な情報 (品種、月齢構成、飼育形態等)
	20	補足資料(2005年7月8日提出) 5.米国のサーベイランスの詳細(地域別・月齢別等のデータ)
	21	補足資料(2005年8月22日提出) 2.米国の検査要領について
	22	補足資料(2005年9月9日提出) 4.米国のラボで使用しているELISA、WB及びIHCの詳細な検査プロトコール又は検査マニュアル
	23	補足資料(2005年7月29日提出) 1.米国における2頭目のBSE感染牛 (5)USDAが通常実施しているIHC及びWBプロトコル

国名	資料番号	資料名
米国	24	補足資料(2005年10月21日提出) 1.米国及びカナダにおけるBSE確認検査結果の判定体制について (専門家会議の人数、専門家の専門分野、判定手順等)
	25	USDA 輸出証明(EV)プログラム(2005年12月12日)
	26	補足資料(2005年7月8日提出) 資料番号13:米国とカナダについて 代表的SSOPとHACCPの見本
	27	米国諮問参考資料36 牛の月齢判別に関する検討会報告書及び関係資料
	28	補足資料(2005年7月8日提出) (参考資料)「牛枝肉の生理学的成熟度に関する研究」最終報告書への追加報告について
	29	米国諮問参考資料13 USDA , OVERVIEW OF THE U.S. BEEF INDUSTRY (2004年10月)
	30	米国諮問参考資料15 National Agricultural Statistics Service USDA , Livestock Slaughter 2004 Summary
	31	補足資料(2005年9月22日提出) 参考資料1.生産記録又は牛枝肉の生理学的成熟度を利用した輸出証明プログラムの対象となる牛の割合
	32	補足資料(2005年8月22日提出) 5.米国における生前検査獣医師による生前検査の実施状況及びと畜場ラインにおける獣医師の役割
	33	補足資料(2005年9月9日提出) 2.と畜場における検査体制の日米比較
	34	補足資料(2005年9月22日提出) 1.と畜場における獣医官及び検査員の役割及び権限
	35	補足資料(2005年6月10日提出) 7.パッカーの構造、従業員数、処理頭数
	36	補足資料(2005年7月29日提出) 3.サーベイランス(1)サーベイランスを実施した牛の年齢分布(カテゴリー別、乳肉別、地域別等)
	37	補足資料(2005年10月21日提出) 2.米国及びカナダのパッカーにおける、食肉検査官によるせき髄除去の確認について
	38	補足資料(2005年8月22日提出) 6.米国における扁桃の取り扱い及び実施状況に関する文書
	39	補足資料(2005年9月9日提出) 8.米国における、と畜場等の衛生管理に関する規則の遵守状況に関する情報
	40	Preliminary observations on the pathogenesis of experimental bovine spongiform encephalopathy (BSE): an update. Vet Rec. (1998)142: 103-106.
	41	Pathogenesis of experimental bovine spongiform encephalopathy: preclinical infectivity in tonsil and observations on the distribution of lingual tonsil in slaughtered cattle. Vet Rec. (2005)156: 401-407.
	42	Highly bovine spongiform encephalopathy-sensitive transgenic mice confirm the essential restriction of infectivity to the nervous system in clinically diseased cattle. J Infect Dis. (2005) 192: 934-942.
	43	PrPSc distribution of a natural case of bovine spongiform encephalopathy. International Symposium Prion Disease Food and Drug Safety, Sendai, Japan 2004.
	44	補足資料(2005年9月9日提出) 6.輸入停止前の米国及びカナダからの牛肉、内臓、舌等の部位別輸入実績
	45	SSC Opinion on TSE infectivity distribution in ruminant tissues(state of knowledge,December 2001)
	46	2005年プリオン研究会抄録集 国内BSE牛3例の体内プリオン分布(2005年8月26、27日)
	47	FSIS To Allow Use Of Small Intestine From U.S. And Eligible Countries

国名	資料番号	資料名
カナダ	1	補足資料(10月21日提出) 5.米国及びカナダにおける、動物性油脂の生産量及び各国からの輸入量について
	2	カナダ諮問参考資料23 CFIA Canada s Feed Ban Regulations(Canada Gazette, Part ,Vol.131,No.16,p2317)(1997年7月25日)
	3	カナダ諮問参考資料25 CFIA News Release , New Regulation Proposed For BSE-Related Feed Controls (2004年12月10日)
	4	カナダ諮問参考資料26 CFIA News Release , Backgrounder on New Regulations Proposed for BSE-Related Feed Controls (2004年12 月10日)
	5	カナダ諮問参考資料27 農林水産省ホームページ 米国及びカナダにおけるBSE対策の現地調査について(報告)(2005年5月19日)
	6	カナダ諮問参考資料 24 CFIA , Feed Ban Review(2005年3月2日)
	7	カナダ諮問参考資料28 CFIA , National Bovine Spongiform Encephalopathy(BSE) Surveillance program(2005年3月24日)
	8	カナダ諮問参考資料 29 CFIA , Surveillance (2005年5月)
	9	Government of Canada Technical Overview of BSE in Canada (2005年6月)
	10	補足資料(2005年7月29日提出) (参考資料)カナダにおけるBSE感染牛の診断、サーベイランスの年齢分布等
	11	補足資料(2005年7月29日提出) BIO-RAD TeSeEプロトコル
	12	補足資料(2005年7月8日提出) 7.カナダにおけるBSE確定検査方法(ウエスタンプロット法の導入の真偽)
	13	補足資料(2005年7月29日提出) IMMUNOHISTOCHEMICAL DETECTION OF PRION PROTEIN IN BOVINE SPONGIFORM ENCEPHALOPATHY USING A DAKO AUTOSTAINER
	14	CFIA 日本向けに輸出可能な牛のと殺と牛肉製品の加工に係る基準(2005年5月16日)
	15	カナダ諮問参考資料 34 CFIA Attachment 3.0 Age Verification (2005年3月25日)
	16	カナダ諮問参考資料 35 CFIA Attachment 3.1 Canadian Cattle Identification Agency(2005年3月25日)
	17	カナダ諮問参考資料 36 CFIA Attachment 3.2 ケベック州農業トレーサビリティ庁 (ATQ) (2005年3月25日)
	18	カナダ諮問参考資料 37 CFIA Attachment 3.3 Audit protocol to verify the accuracy of birth date information in the CCIA and ATQ (2005年3月25日)
	19	カナダ諮問参考資料 14 CFIA , Overview of Canada s Safeguards (2005年2月21日)
	20	補足資料(2005年6月20日提出) 1.パッカーの構造、処理頭数(カナダ)
	21	Health Canada Draft Risk Assessment Impact of SRM Policies on Potential Levels of BSE Infectivity in Food(2003年7月23日)
	22	カナダ諮問参考資料 30 CFIA Removal of Specified Risk Materials(SRM) from Cattle Slaughtered in Establishments Inspected Under the Meat Inspection Regulations,1990(2003年7月24日)
	23	補足資料(2005年7月8日提出) 資料番号13:米国とカナダについて と畜場での作業フローチャート:日本との比較 各段階における検査員の配置状況
	24	補足資料(2005年8月22日提出) 参考資料1.カナダのと畜場における扁桃除去に関するSSOP

国名	資料番号	資料名
中国	1	農業部(MOA) Risk Analysis and Assessment of Bovine Spongiform Encephalopathy in China
	2	農業部(MOA) (BSEのアクティブサーベイランスの継続的発展)
	3	農業部(MOA) 国家动物疫情测报体系管理规范(试行) (動物疫病サーベイランス体系管理規範(試行))
	4	農業部(MOA) Animal Health in China 2004~2005 (中国における動物衛生の状況)
	5	農業部公告第203号 2002年6月10日
	6	農業部公告第387号 2004年6月23日
	7	農業部(MOA) 獣医公報 (2005年 Vol.7 No.2)

サーベイランス 詳細 各国

オーストラリアにおけるBSEサーベイランス数 (GBRより)

パッシブ

- 1994年以降、BSEの通報は強制的となっている。
- · 1990年1月~1997年12月までの期間に、計3,319の脳についてBSE検査を行った。結果は全て陰性であっ
- · 1997年9月、National TSE Surveillance Program

(全国TSEサーベイランスプログラム: NTSESP)が実施された。

ターゲットは、進行性の行動変化もしくは神経症状を呈する30ヵ月齢以上の牛。

·NTSESPの導入後、1998年~2003年までの間に、計2,792の脳が検査された。 これらの938 (34%)は2歳~3歳の牛からであった。

アクティブ

・年間に検査される牛脳の数は、335から547と変化している。

これらの数字については、OIEによって勧告された数(オーストラリアの場合には400)と大体一致している。 BSE感染陽性牛は見つかっていない。

·Prionics迅速検査の現場実験は2001年から2003年の間に実施された

臨床的に正常な牛(407)、廃牛及び緊急と畜牛(1,321)、またNational TSE Surveillance Programで選定された 牛(362)から採集された2,000以上のサンプルが検査された。すべて陰性であった。

ニュージーランドにおけるBSEサーベイランス (GBRより)

- BSEは、1989年以来報告すべき疾病となっている。
- ·1989年以来、TSEを示唆する臨床的経歴を持つ牛のサーベイランスが行われている。 英国から輸入された牛については、毎年1回、農林省の獣医官による臨床診断の対象となっている。 英国からの輸入牛を飼っている農場は、毎年1回、また1996年からは1年2回、巡回を受ける。
- ・1990年1月から2003年3月までの期間、研究所の獣医師は、神経症状を示していた牛6,891事例について 検査した。

パッシブ

- · 1988年10月、農林省とMassey大学が収集した成牛(18ヶ月齢以上)の脳部分に関する遡及調査を実施。計 50サンプルの脳が再調査されたが、BSEを示唆するような病変は発見されなかった。
- さらに1998年、BSEの組織病理学的病変について、臨床的に正常な4才以上の牛からの脳1,009サンプル が検査された。

これらの脳は、ネガティブ・コントロール・サンブルとして、また迅速BSEテストの実証研究に使うために検査さ れた

2001年には、欧州委員会のためにネガティブ・コントロール用として収集された3才以上の正常牛からの脳 1,024サンプルが組織学的に検査された。

2002年に同様の目的で514頭の正常牛の脳が検査された。

· BSEサーベイランスプログラムは2002年7月に改定された。

(New Zealand TSE programmes Summary document, issued by MAF and NZFSA)

新プログラムにはアクティブサーベイランスの要素が含まれていた。

これによると、4本の永久門歯を持ち、原産農場が追跡可能な以下の条件の牛については迅速検査法に よってサンプル採取をする必要がある。

- と畜場到着時に死亡したすべての牛
- アクティブ
- と畜場の囲い地で死亡したすべての牛
- 死亡前の検査を通らず、また"事例定義"に合致するすべての牛 緊急と畜に提出され、"事例定義"に合致するすべての牛
- 年齢に関係なくすべての輸入牛

・その後この計画を運営した結果、ニュージーランドでは緊急と畜のケースが極めてまれであることが判明 し、リストから除外された。しかしながら、ニュージーランド当局は、ペット飼料用にまたレンダリング施設に送 られる廃牛については、サーベイランスプログラムに含める決定をした。

2002年から2004年までの期間、全部で6,710頭の牛が検査され、全てが陰性と判明した。

	メキシコにおけるBSEサーベイランス (メキシコへのBSE 侵入を回避するための予防策及びサーベイ ランス(2005/5/25) より)						
#	20 ~ 29	カ月齢	30ヵ月1	齡以上	合計		
年	病畜	神経性疾患	病畜	神経性疾患			
1997	19	80	22	19	140		
1998	96	87	209	21	413		
1999	34	27	222	9	292		
2000	15	31	139	12	197		
2001	78	20	314	10	422		
2002	90	30	333	22	475		
2003	63	12	382	10	467		
2004	194	9	3,310	63	3,576		
2005	5	0	724	112	841		
合計	594	296	5,655	278	6,823		

・2004年、BSEサーベイランス強化計画開始。この計画は、CPA(口蹄疫及び他の外来動物疾病予防に関するメキシコ・米国委員会)により促進されている。

サンプル数目標

2004年 1,200サンプル 2005年 4,000サンプル

ターゲット

30ヶ月齢以上の牛で、

- -BSEが疑われるケース(神経性疾患)
- -死亡牛または農場で切迫と殺された牛、および転倒した牛
- 枝肉または内臓検査で不適合と記されている牛
- -輸入された牛

チリにおけるサーベイランス (GBRより)

- ·1996年以前にはBSEのサーベイランスがなかった。1996年以降は、BSEが報告義務対象の疾病となり、状況は改善された。
- ·中枢神経疾患の疑いがあると報告された動物はすべてBSE検査の対象となる。
- チリにおける動物衛生の特別な状況(オーエスキー病清浄で、狂犬病発生率が低い)により、
- 中枢神経症状を示す畜牛の事例は非常に低い。

1999年から2004年まで神経症状を示した25頭(1999年に1頭、2000年に6頭、2002年に5頭、2003年に11頭、 2004頭に2頭)が分析の対象となったが、これはOIEの必要条件を下回っている。

バッシブ

- ・デンマークから輸入された64頭の牛は2001年に検査の対象となり、すべて陰性の結果となった。
- ・緊急と畜牛13頭及び輸送の途中に死んだ1頭が2004年に検査され、すべて陰性と判明した。
- ・2004年に50頭の牛がパッシブサーベイランスの枠組みで検査され、すべて陰性と判明した。 これらの牛については、神経症状を示した牛とは別に分類されているが、死亡時の状況ははっきりしていない。

・2002年から若干のアクティブサーベイランスがと畜場で実施されている(2002年に640頭、2003年に685頭、また2004年に19頭)。これらのサンプルはすべて陰性の結果が出た。

アクティブ

しかしながら、このアクティブサーベイランスは、リスク母集団を目標としたものではない。 それゆえ、サーベイランスシステムは、BSEの症例が低レベルで発生した場合ほとんど探知し得ないと結論 できる。

米国におけるサーベイランス (米国諮問参考資料 29より)				
年	BSEが強く疑わ れる牛及び(又 は)中枢神経症 状牛	步行不能牛	死亡牛	合計
1990				40
1991				175
1992				251
1993				736
1994	493	199		692
1995	521	223		744
1996	877	266		1,143
1997	2,494	219		2,713
1998	736	344		1,080
1999	651	651		1,302
2000	786	1,895		2,681
2001	808	4,464		5,272
2002	2,280	14,951	2,759	19,990
2003	893	16,560	3,090	20,543
2004 (5/31まで)	1,398	9,392	6,331	17,121
2004/6~2005/7/3	1,704	32,989	348,784	383,477

注)1990~1993までは内訳不明

ヴァヌアツにおけるサーベイランス (GBRより)

- ·2002年現在、ヴァヌアツではサーベイランスは行われていない。
- ヴァヌアツに1施設ある酪農場で殺処分された全ての牛(死廃牛、切迫と殺牛および通常と畜牛の脳を年間約40サンプル 検査するプログラムを開発中。
- ・24ヵ月齢を超える肉牛の死廃牛も検査対象となる。
- ・検査はNZで行われ、オーストラリア及びNZの診断基準を使用する。

パナマにおけるサーベイランス (GBRより)

- ·2005年現在、サーベイランスは行われていない。
- ·1999年~2003年の間に、神経症状を示すまたは臨床的に疑われた牛63サンプルについてBSEの存在が検討された。
- ·BSE診断に対する国の診断処理能力についての情報は不明。

コスタ・リカにおけるサーベイランス (GBRより)

- ·CDによれば、BSEサーベイランスは1999年に開始された。 このサーベイランスは、神経症状を呈している牛、及び36月齢を超えて通常のと畜を実施された牛を無作為にサンプリング したものに焦点を合わせている。
- ·1999~2004年にかけて合計501頭の牛の脳にBSE検査を実施した。
- CNS兆候を有する牛に限れば、2000年には17頭が検査され、2001年には39頭、2002年には50頭、2003年には78頭、2004 年には78頭が検査された。
- 健康な状態でとさつされた牛でBSE検査を受けたものは1999年には90頭、2001年には45頭、2002年には40頭、2003年に は17頭、2004年には37頭であった。
- これらの数字は、OIEのBSEサーベイランス及びモニタリングに関する諸要件を満たしていない。

プラジルにおけるサーベイランス (GBRより)

年	中枢神経系疑い	BSE疑い 2		合計
	1	36ヵ月齢未満	36ヵ月齢以上	日前
1999	1,683	0	362	2,045
2000	2,978	0	300	3,278
2001	3,116	97	387	3,600
2002	3,788	105	372	4,265
2003	3,550	158	519	4,227
2004	2,120	147	413	2,680
合計	17,235	507	2,353	20,095

- 1 狂犬病用に処理した検体で、必ずしも狂犬病と診断されなかったもの
- 2 24ヵ月例を超える牛の検体で、神経症状があり狂犬病検査が陰性のもの、またはそのいずれか一つに該当するもの

農業省は、以下に該当する場合に必ず組織病理学検査及び免疫組織化学検査、もしくはそのいずれかを受けるように義務づけている。

- 病因不明の慢性疾患に罹った成牛
- 臨床上の進展が15日以上続く神経疾患に罹った牛
- 進行性の衰弱疾患に罹った成牛
- 切迫と畜を要するすべての牛
- 死廃牛

正式には疑い例ではないが、以下の牛についても検査を実施する。

- 狂犬病検査を行い、結果が陰性であった成牛(24ヶ月齢を超える牛)
- 国内でBSE症例が発生した国から輸入した牛
- ・2002年以降、酪農地域に設置された連邦検査局(Federal Inspection Services)の監督下にある11のと畜場において検査が実施されている。

酪農場又は集約・半集約生産システムで飼育された30ヶ月齢を超える畜牛及び野牛でと畜されたもの、並びに切迫と畜されたすべての反芻動物について検査を実施している。 2002年に合計4,536頭の畜牛を検査し、BSE陽性又は疑い例はなかった。

- · 2003年7月以降、合同実施細則に従って連邦検査局の監督下にある国中の全と畜場と州の検査を受けると畜場がBSEアクティブ・サーベイランス・システムに組み込まれた。
- ・1999~2004年に、慢性又は衰弱疾患により農場で死亡した30ヶ月齢を超える畜牛及びと畜場で切迫と畜した牛の合計 1,013頭についてBSE検査を実施した。陽性又は疑い例はなかった。

	カナダにおけるサーベイランス (カナ ダ諮問参考資料 28)					
年	起立不能牛	死亡牛	その他	合計		
1992				225		
1993				645		
1994				426		
1995				269		
1996				454		
1997				759		
1998				940		
1999				895		
2000				1,020		
2001				1,581		
2002	1,990	0 1,38	7 0	3,377		
2003	2,129	9 1,33	5 2,263	5,727		
2004	14,092	9,19	3 265	23,550		
2005	12,287	7 8,578	8 84	20,949		

- ・緊急と畜牛、と畜場の生体検査で異常を呈した牛を含む
- ·BSE患畜同居牛の処分、健康牛なども含む
- ・1994~2001年までは内訳不明

ノルウェイにおけるサーベイランス (GBRより)

1998年8月~

具体的内容は以下のとおりである。

- ・このプログラムおよび注意すべき症状を記載した獣医師向けの情報。
- · District Veterinary officer (DVO)への届出

行動の異常および神経症状が15日以上継続し、他の疾患の治療に抵抗性である20カ月齢を超える牛。 感染および外傷性疾患が認められず、瀕死状態にある20カ月齢を超える牛。 このような動物の届出があった場合、DVOは、報告された動物の評価を行う。BSEの疑いありと判断する

パッシブ

のが妥当である場合は、安楽死させ、OIEの推奨する方法に従い、組織病理学的検査を行うために脳の提出を行う。

- ・このような動物のため、補償が提供される。
- ・検査用に提出された動物の死骸は、リスクの高い副産物として処理するか、焼却処分またはDVOの許可する場所に埋却する。

提出された標本数は、35頭(2000年)から14頭(2001年)となった。いずれもBSE陰性であった。 検査対象となった動物の数は50~70頭よりも少なく、これは、関連のある臨床徴候を示す牛の報告を得ることが困難なためであった。

2000年5月~

デンマーク、フランスから輸入された全ての牛に対して、と畜場でのBSE検査の義務付け

2001年1月 ~ サーベイランス適用範囲の拡大

- -全ての輸入牛
- -輸入雌牛の子で30ヵ月齢を超えているもの
- -死廃牛
- -切迫と殺牛
- -BSE以外の臨床兆候が認められた牛
- -年齢不明のと畜牛
- 食用に適さないとされた牛、輸送中に死亡した牛

アクティブ

2001年7月~

対象が24ヵ月齢を超える牛へと拡大

- 3年半(2001年~2004年6月)の間に行われた、迅速検査による能動的サーベイランスでは、検査対象動物からBSEは検出されなかった。
- ·2001年1月~6月の検査対象下限は30カ月齢であったが、その後、2001年10月に導入された検査の対象であるルーチンに屠殺される牛以外は、条件は同じまま、下限は24カ月齢に引き下げられた。
- ・2001 ~ 2003年に検査した標本59,654例は、すべて陰性であった(死廃牛4,721頭、緊急屠殺牛21,624頭、臨床徴候のある牛10,276頭、ルーチンに屠殺された牛23,033頭)。 計60,173例の標本が提出されたが、このうち518例は検査対象として不適切なものであった。

中国におけるサーベイランス (中国におけるBSEのリスク分析及び評価(2000年12月31日) より)

パッシブ

・1997年以降、農業部動物検疫所(Institute of Animal Quarantine, Ministry of Agriculture)及び中国農業大学(China Agriculture University)がOIE診断マニュアル(Manual on Diagnosis and Vaccine Criteria of the OIE)に従い、BSE検査を担当し、全国から報告された疑似症例に対して病理学的検査を開始した。

・2001年に、農業部はOIEの関係規定に従い、全国31省でアクティブ・サーベイランスを実施した。 各省でBSEリスク因子調査を実施し、1990年以降に輸入された全ての牛(受精卵及び子孫を含む)の全面追 跡調査を実施した。

・31省の飼養場及びと畜場で採取した牛の脳組織1,863サンプルを検査したところ、全て陰性であった。

アクティブ

・検査は、農業部動物検疫所国家BSEリファレンス研究所及び中国農業大学で実施され、病理組織検査(HE染色)、免疫組織化学検査(IHC)、ウェスタンブロット法及びエライザ法によった。

2001~2003年 7,267頭 2004年 3,146頭

2005年 5,300頭 を検査。

	アルゼンチンにおけるサーベイランス (GBRより)						
年	中枢神経症状	状態の悪い牛	死亡牛	輸入牛	フィードロット	健康牛	合計
1992	36						36
1993	40	90		1		888	1,019
1994	23						23
1995	22	42				57	121
1996	249	37				76	362
1997	254	162		3		964	1,383
1998	92	47		2		1,161	1,302
1999	88	57		5		676	826
2000	124	133		1	204	1,011	1,473
2001	161	69		6	140	2,461	2,837
2002	115	316	90	15		2,236	2,772
2003	154	785	200			92	1,231
2004	143	1705	554			30	2,432
合計	1,501	3,443	844	33	344	9,652	15,817
	・CDによると、公式のサーベイランス体制が1992年に確立した。サーベイランス体制は、当時改訂されたOIEの指導要領					の指導要領	

にもとづいて1993年に完成した。

それ以降、サーベイランスは、(起立不全、やせた状態など)状態の悪い牛、神経症状を示している牛、もしくはBSEのリス クがある国から輸入された牛に焦点を合わせて調査し、検査してきた。 さらに、OIEの要求を満たすために、リスクが予想される乳牛の群れ中の健康な成牛についても検査の対象としてきた。

パッシブ

・1995年に、育種用に輸入した牛について国の登録制度を確立する(議決471/1995)ことなど含め、BSEのリスクがある国 から輸入した牛の履歴、特定、追跡調査などが制度化された。

輸入された牛については、生産期の終わりには廃棄、および脳のサンプルの病理学的検査が要求されていたし、現在も要 求されている。

アクティブ

1996年にはサーベイランスの改良がなされた(議決234/96)。

この改良のなかには、農場主、SENASAで訓練を受けた獣医師、家畜の健康に関する専門家によって発見された農場における疑わしい臨床例については調査をすることを含んでいる。 BSEのアクテイブ・サーベイランスは、と畜場に運ばれてきた3~7歳の健康な牛を対象にしている。

ハンガリーにおけるサーベイランス (GBRより)					
年	何らかの神経学的兆候の 認められた個体	淘汰牛、と畜牛、神経症状を あらわさず死亡した3歳以上の 牛からの無作為抽出			
1990	157	0			
1991	174	0			
1992	150	0			
1993	139	0			
1994	148	0			
1995	132	0			
1996	154	0			
1997	160	19			
1998	40	95			
1999	82	41			
2000	58	64			
合計	1,394	219			

淘汰・と畜された反すう動物の脳や、神経学的兆候は認められなくても死亡時の年齢が3 歳を超えている牛、2歳を超えている羊から無作為にサンプルを抽出し検査。 1997~2000年には、このシステムのもとで268頭検査。

アクティブ

·2001年3月~

標的を絞ったアクティブサーベイランスを開始

神経症状を示す反すう動物、神経学的兆候なしに死亡した個体を30ヶ月間で2,250頭以上 調べる。

ニカラグアにおけるサーベイランス (GBRより)

・2000年には、BSEの疑いがある12頭が分析対象となった。 OIRSAのデータによれば、2000~2003年にそれぞれ10件、159件、179件、および175件の試料分析が行 われたが、いずれも陰性であった。診断方法の詳細は記されていない。